




臨時・パート職員(保育士・栄養士・調理員) 募集

 子ども教育課  932-1459(ダイヤルイン)
 932-1151(内線271)

次のとおり、町立保育園・認定こども園で勤務していただける人を募集しています。

保育士

- ▶ 身分 臨時保育士(常勤) (月22日程度勤務)
パート保育士 (月11~13日程度勤務)
- ▶ 要件 臨時保育士 保育士資格を有する人
※パート保育士は、資格の有無を問いません。
- ▶ 賃金 臨時保育士(常勤) 日給 8,500円
パート保育士 時給 1,000円(有資格者)
900円(無資格者)

クラス担任(保育士)

- ▶ 身分 臨時保育教諭(常勤・担任)
(月22日程度勤務)
- ▶ 要件 保育士資格、幼稚園教諭免許を有する人
- ▶ 賃金 臨時保育教諭(担任) 月給 220,000円

栄養士

- ▶ 身分 臨時栄養士(常勤) (月21日程度勤務)
- ▶ 要件 栄養士資格を有する人
- ▶ 賃金 日給 7,300円

調理員

- ▶ 身分 パート調理員 (月14日程度勤務)
- ▶ 要件 調理師免許の有無を問いません。
- ▶ 賃金 時給 820円


申し込みの際の注意点

- ▶ 年齢制限 昭和34年4月2日~平成11年4月1日に生まれた人
- ▶ 勤務場所 アザレア幼児園、れいんぼー保育園のいずれかの園
- ▶ 提出書類 須恵町臨時職員登録申請書兼履歴書、該当する職種の資格証(免許証)の写し(持っている人のみ)
- ▶ 提出先 子ども教育課

詳しくは、コチラ→



小中学生の就学援助申請受付について

 子ども教育課  932-1459(ダイヤルイン)
 932-1151(内線245)

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。前年所得などによって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。申請を希望される場合は、子ども教育課へお越しください。

対象者

生活保護(教育扶助)に準ずる程度に経済的に困っている世帯

※生活保護(教育扶助)を受けている世帯は対象になりません。

申込期間

6月3日(月)~6月19日(水)

8時30分~17時15分(土日を除く)

※6月19日(水)は夜間役場のため20時まで受付

申請に必要な物

- ・印鑑(認印)
- ・校納金振替口座の通帳
- ・所得証明書(平成31年1月2日以降に須恵町に転入した世帯のみ。18歳以上の世帯員全員分必要)
- ・児童扶養手当の証書、遺族・障害年金の受給金額がわかる書類(該当者のみ)

※就学援助申請書は、子ども教育課窓口へ備え付け。

援助期間

- ①申込期間中の申請の場合 → 4月分から援助
- ②申込期間後の申請の場合 → 申請した翌月分から援助




支給時期

8月末、12月末、2020年3月末の年3回

その他

- ・5月下旬に、小中学校より全児童生徒にお知らせのプリントを配布しています。
- ・就学援助制度は、校納金の免除ではありません。校納金は納入月に納めていただく必要があります。
- ・**これまでに援助を受けた世帯も、毎年申請をしないと就学援助を受けることはできませんのでご注意ください。2019年度も援助を希望される場合は、必ず上記期間中に申請を行ってください。**

無料歯周疾患検診が始まります

 健康福祉課  687-1530(ダイヤルイン)
 932-1151(内線167)

現在、日本人の40歳以上の約8割の人が歯周病を患っているといわれています。歯周病は歯を失う原因になるだけでなく、さまざまな全身の病気と関連があります。また、痛みなどの自覚症状が出にくいため、定期的な歯科医院でのチェックが必要です。

町内の協力歯科医院では、歯周疾患検診を6月から実施しています。対象の人は、ぜひ無料歯周疾患検診を受け、お口の状態を確認しましょう。

対象者




令和2年3月31日時点で、次の年齢に該当する人
40歳、50歳、60歳

※対象者には5月末ごろ、はがきサイズの受診券を送付しています。

▶実施期間 6月1日(土)~令和2年1月31日(金)

▶自己負担金 なし

狩猟免許試験のご案内

 地域振興課  932-1438(ダイヤルイン)
 932-1151(内線213)

令和元年度狩猟免許(網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟)試験を実施します。

新たに狩猟をしようとする人は、福岡県が実施する狩猟免許試験を受け、狩猟免許取得後、狩猟しようとする年度に、福岡県に狩猟者登録をする必要があります。

▶実施日 **6月27日(木)**




▶試験会場 福岡県福岡西総合庁舎
(福岡市中央区赤坂1-8-8)

 糟屋郡猟友会 須恵支部
 090-3016-9329(田中支部長)

狩猟免許試験に関する福岡県のホームページはコチラ→



70歳到達予定者および後期高齢者のための医療制度説明会のお知らせ

 住民課  932-1467(ダイヤルイン)
 932-1151(内線115)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療制度説明会を次のとおり行います。

▶日時 6月25日(火)

70歳到達予定者のための医療制度説明会 10時~
後期高齢者医療説明会 11時~

▶場所 保健センター1階

対象者

70歳到達予定者のための医療制度説明会


(国民健康保険加入者のみ)

昭和24年6月2日~昭和24年7月1日生まれの人

後期高齢者医療説明会

昭和19年7月1日~昭和19年7月31日生まれの人

統計調査登録調査員募集

 まちづくり課  932-1153(ダイヤルイン)
 932-1151(内線346)

須恵町では、各種統計調査にご協力いただける「登録調査員」を募集しています。登録調査員は、国や県が任命する非常勤の公務員です。国や県が実施する統計調査において、調査対象となる世帯・事業所を訪問して調査の趣旨や内容などを説明し、調査票の記入依頼・回収を行います。

登録調査員の資格要件

- 次のいずれの要件にも該当する人
- ・町内に住所を有する年齢18歳~70歳未満の人
- ・秘密の保護を遵守できる人
- ・責任を持って調査事務を遂行できる人
- ・税務、警察および選挙に直接関係のない人
- ・暴力団員でない人および暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有していない人

登録期間

4月1日(月)~令和2年3月31日(火)まで
※ただし、登録取り消しの申し出がない限り更新します。

申込方法

まちづくり課備え付けの「登録調査員登録申請書」に必要事項をご記入の上、提出してください。受け付けは随時行なっています。